

松浦川流域ネットワーク 規約

(趣旨)

第1条 この規約は、「松浦川流域ネットワーク」（以下「ネットワーク」という。）について必要な事項を定めるものである。

(目的)

第2条 松浦川水系河川整備計画に基づき、松浦川の川づくりを進めていくためには、より一層、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等との連携が重要である。
また、整備計画の内容についても自然的・社会的状況の変化や事業の進捗等に伴い見直し等が必要な場合もあるため、松浦川の川づくりにこれまで携わって頂いた方々と継続的に連携・協働することが重要である。
このことから、松浦川を流域一体として捉えた中での意見交換や情報が共有できる場として「松浦川流域ネットワーク」を設置するものである。

(組織等)

第3条 ネットワークの委員は、地域住民、市民団体、学識経験者、関係機関等で構成する。

(議長)

第4条 1) ネットワークには、議長を置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) 議長はネットワークを招集する。
3) 議長は、ネットワークの円滑な運営と進行を総括し、ネットワークを代表する。
4) 議長が事故等の理由により出席できない場合は、議長があらかじめ指名する者により職務を代行する。

(アドバイザー)

第5条 1) ネットワークには、アドバイザーを置くこととし、委員の互選によりこれを定める。
2) アドバイザーは、ネットワークの運営や議事に対して、適切な助言を行うこととする。

(事務局)

第6条 ネットワークの事務局は、国土交通省九州地方整備局武雄河川事務所調査課に置く。

(規約の改正)

第7条 本規約の改正は、委員総数の過半数の同意を得てこれを行うものとする。

(情報公開)

第8条 ネットワークおよび資料等は公開するものとする。

(その他)

第9条 この規約に定めるもののほか、ネットワークの運営に関して必要な事項は、ネットワークにおいて定める。

(附則)

この規約は、平成22年4月20日から施行する。
この規約の一部改訂は、平成23年4月20日から施行する。